

一般質問



6名の議員から一般質問があり、町長及び教育長の考えを問いました。
(質問内容・答弁については、要約して掲載しております。)

水田・畑作経営所得安定対策について

江上 恭 司 議員

問

水田畑作経営所得安定対策は、昨年度の品目横断経営安定対策の名前が変わったもので、1年経過するなか、多くの問題が明らかになり、農業政策に大きな矛盾が生まれました。

農水省は、地方キャラバンにおいて農業者の意見を聞くなか、多くの意見が出されました。厳しい加入条件でなかなか入れず、5年以内に農業生産法人にしなければならぬ等の条件があります。

北海道全体でも57%の農家しか入っておらず、せたとんでも非常に少ない人数にとどまっています。農民の声に押し返されて大幅な見直しが行われましたが、農業の本当の再生には所得補償、中山間事業継続が必要であると思います。

見直しの中で、市町村の特認制度の創設、認定農業者の年齢制限の廃止、弾力化、集落営農組織に対する法人等の

指導、弾力化等市町村独自でできる権限が拡大されており、せたとん町として独自の取り組みをどのように進めていくのか町長の考えをお伺いします。

支援と学習機会を設ける

答・町長

面積要件はあくまでも10畝が前提ですが、市町村特認というところで水田農業ビジョンに掲載されている認定農業者、集落営農組織ということですが、所得あるいは物理的特認によっても救えない部分があり、当然でくると判断しています。従いまして、地域の農業の担い手は規模、農地面積、年齢等の要件にとらわれずに意欲を持って創意工夫し営農に取り組むべきと思っています。意欲を持って取り組む方に対する独自の支援を行い、併せて学習機会も設けます。

いずれにしても、自ら経営をして意欲を持って現状を開ける農業者自身の気持ちが無ければ、国、市町村を含め支援が効果的に機能しないと考えています。確かに、大変厳しい農業情勢と想っていますが、農業者、農協に対しての取り組みの支援は、それぞれの持っている機能が十分に発揮できるように支援していく気持ちは変わっていませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

問・再質問

担い手として集落を含めて水田ビジョンの計画の中に入れば、この対策の中に入っていけると答弁され、集落で担い手として認められるなら全て入れるということですが、認定農業者で、一昨年、66歳になって外された人もいます。意欲的に所得目標を持っているれば良いことになると思います。

町長は高収益作物の導入や規模拡大の取り組みに対して独自の支援等、意識の改革を

誘導するために学習機会を設けると言っていますが、学習の機会をつくることは良いことだと思います。

しかし、高収益作物を取り組むとか規模拡大だけの独自対策だけでは不十分であり、せきたな町のような狭い面積農家や高齢者が多くても生きていけるような対策が必要だと思いますが、町長の考えをお伺いします。

制度改正を踏まえ 円滑な運用に努力

答・町長

我が国の農業は、規模が小さく土地利用型農業において、意欲ある農業者が他産業に従事する方々と比較して遜色のない所得を確保するために新たな制度の導入がされましたが、生産現場からの意見を踏まえ、地域の実情に詳しい市町村による特認制度が加えられました。

第一、面積要件の見直しでは、地域農業の担い手として周囲から認められ熱意を持つ

て営農に取り組む認定農家も加入できるようになりました。当町としては、地域水田農業ビジョンに明確化されており、将来にわたり地域農業を担っていく農業者を確実に担い手リストに登載するよう指導していく。

第二、認定農業者の農業所得を350万円に緩和しており、認定農業者の内規として高齢者であっても農業意欲があると認め、目標所得を目指す計画があれば認定できるようになっています。

第三、集落営農組織の法人化の弾力化についても、従事者一人当たりの目標所得を350万円に加えました。

今回の制度改正は、農業者の実情に配慮した内容であり、農業者から委任を受けて申請事務を行なう農協と連携を深め円滑な運用に向けて努力していく考えを持って進めます。

地方再生 対策費について

問

今、地方が冷え込み、夕張

市は赤字再建団体となり、市町村は非常に厳しくなっている中、国から地方再生対策が出されました。町長の執行方針の中でも、「地方が行なう自主的、主体的な地域活性化施策に必要な特別枠、地方再生対策費が創設された。」と述べられており、国は財政の厳しい地方に全体で、4000億円を出すことになっていきます。

昨年も、頑張る地方応援プログラムに年間3000万円出ており、せきたな町も今まで継続事業の13事業に活用していますが、21年度の目標達成を見ても現状より少し増えているだけで借金の穴埋めにかみえません。

今回の地方再生対策費は、交付税参入ですけれども、町としていくらか位見込んでいるのか、また、地方再生ができるような将来のせきたな町につながる新しい事業を展開していく必要があると思います。この対策費についての町長の考えをお伺いします。

交付税措置により 予算編成ができた

答・町長

補助金を活用しての頑張る地方応援プログラム、地方再生対策費は、交付税で措置されています。

地方応援プログラムは、平成19年に始まり1市町村3000万円を上限に3年間措置されています。

本町では地域振興事業、地場産品の発掘、基幹産業の育成強化等の既存事業を組み合わせてプロジェクトを構成し取り組んでいます。

地方再生対策費は、地域の必要な財源の確保は著しく困難な実態を踏まえ、都市と地方の格差是正を目的として、特別枠を設けて普通交付税で算定されており、当分の間、臨時的な交付税独立算定項目としての位置付けと聞いています。本町では約1億5900万円になると思います。

これはあくまでも交付税であり、使途を特定しての補助金とは異なり、町全体として



ハウス栽培ほうれん草の収穫

経費の財源となるもので、平成20年度会計予算に係わる全般の施策の財源となります。この地方再生対策費が、交付税措置されたことにより当初予算の編成ができました。

問・再質問

昨年措置された予算の中で新しい事業に取り組む地域もあります。今回の措置は地方財政が厳しいなかで、地方の財政のために使うと同時に、地方の活性化施策の経費に使うべきだと思います。

合併して厳しい財政、平準化による町民負担も増えているなか、約1億5000万円の一部を使って未来のせたな町につながる事業を展開する必要があります。

今年から始まるせたな町総合計画を実現する上でも、町民参加が無かったら総合計画の実現はできないと思います。町民に希望の持てる施策、事業が必要と考えますが、町長に再度の答弁をお願いします。



本年20年3月策定 町総合計画

まちづくり施策、財政健全化計画に意を配した

答・町長

平成20年度予算編成においても十分意を配して編成したつもりでいます。

まちづくりに必要な施策をする事も大事な事であり、我々としても、予算の範囲内で、そうした努力を懸命にさせていたいておりますが、公債費の残高の削減も将来を見据えたまちづくりも大事な作業でございます。事業費の確保ばかりでなく、こうした取り組みも同時に追求して財政の健全化計画をしっかりと予定通り進めていきます。

平成20年度予算も、今の財政の範囲内で随分工夫し知恵を絞りながら予算をつくりましたが、残念ながら、財源不足が9700万円になり地域振興基金により借り入れなければならぬ厳しい状況にあります。この1億5900万円の使い道

について、色々議論はあると我々も思っており、町の財政状況の中では、できるだけの手を打たせてもらったと思っています。

後期高齢者の医療対策について

問

後期高齢者の医療対策には、全国各地から反対の声が上がっています。本当に高齢者の健康を守るには、この制度の廃止、撤回以外にはないと考えます。2月13日に後期高齢者の診療が決定されました。これは世界にも例のないやり方で75歳以上と74歳以下との医療診療に差をつける予算になっています。

糖尿、高血圧、認知症等の慢性疾患を抱える人は、継続的、計画的な治療をするという事で1病院1医師になっており、今までの治療ができなくなる可能性がでてきます。これは命に係わる問題に発展していく状況もでてきます。町としても、後期高齢者を取り巻く環境が非常に厳しく

なっているなか、医療報酬改定に対して、どのように後期高齢者の健康を守っていくのか、町長の考えをお伺いします。

医療機関の動向を見ながら慎重に対応

答・町長

平成20年度診療報酬改定により、後期高齢者医療制度の導入に伴って新設された医科点数があり、各医療機関において後期高齢者医療関連の医科点数を算定するかどうかの判断が必要となります。

関連の医科点数を算定するには、後期高齢者の主治医となるための研修を修了した医師でなければならず、現時点で研修内容や研修の実施時期が、厚生労働省から示されていない現状にあります。外来は、後期高齢者診療料、入院は、後期高齢者終末期相談支援料という医科点数が新設されます。入院の医科点数は、患者の同意がなければ算定できません。後期高齢者診

療算定の届出は、あくまでも医療機関の手挙げ方式になっており、手を挙げない医療機関は従来どおりの診療ということでありますから、今後、これらについて慎重に対応して行きたいと考えています。

問・再質問

現在は、そういう形で進められていますが、実際には、後期高齢者の診療が月600点という形に決まっています。近い将来、月上限6000円の診療しか受けられない状況になります。当町では診療所が2ヶ所ありますが、受診しているお年寄りがこの制度の中で、月6000円で今までの診療が受けられない現実が来ると思います。

終末の患者も現段階では、病院に残って最期を迎えますが、将来的にそのようにならない状況が出て来ると考えます。そのようになる前に対策が必要であり、お年寄りの健康をどのように守っていくのか、再度、町長の考えをお伺いします。

安心して受診できるよう対応したい

答・町長

国も近年の増大する医療費を抑制するために、はしご受診の規制、一人当たりの医療費を抑制する目的での包括点数の導入などがありますが、町としては、従来どおり、後期高齢者の方々が安心して医療を受けることができるように、国の具体的な方策が示さ

薬害肝炎について

問

薬害肝炎特別措置法が2008年1月に成立、この度施行された特別措置法は薬害肝炎を対象としたものですが、B型・C型をあわせた全感染者の救済も視野に入れた全員一律救済を国としてだけではなく、我が町としても考えなければならぬのではないのでしょうか。

せたな町にも、B型・C型

れた時点で病院、各診療所連携のもとで対応していきたい。3区医療機関の担当職員を対象として診療報酬改定に対応するべき学習会の開催など、患者に迷惑をかけないように対応していきたいと考えています。後期高齢者の皆さん方や対象になる方々の医療が後退しないようにしっかりと考えてまいりたいと思っております。

澤田光子 議員

肝炎で日々病氣と闘いながら、思いに任せない生活を余儀なくされている人たちがおります。そこで今、町としてできることは、苦しんでいる人、困っている人の声をしっかりと取り取ることでできる窓口を設けて、具体的な支援ができる対応が必要と考えますが、町長の見解をお聞かせください。



相談窓口の保健福祉課

道府県になっており、本町の相談は八雲保健所が対応します。

町の対応は肝炎ウイルス検査の実施・相談は保健福祉課が窓口となっており、また、相談に応じており、今後もこれまで同様に町民の相談窓口として対応していただくこととご理解いただきたいと思います。

これまで同様に保健福祉課が窓口となり対応

答・町長

特別措置法は、薬害肝炎認定者に対して国が給付金を支給する制度です。

給付申請は製剤投与の事実確認、因果関係、症状の確認がされたら、これを証明する裁判所の和解調書を添えて、国が指定する窓口申請手続きをすることになっています。検査及び相談対応の窓口は都

治療支援などの相談も町で十分対応可能

答・町長

国の特定疾患・ウイルス性肝炎進行防止対策事業での難治性肝炎、劇症肝炎、また、北海道が独自で実施している特定疾患、ウイルス性肝炎進行防止対策等で治療支援制度の申請は保健所ですが、これらについても町に相談していただければ、十分対応が可能となっております。

自主財源確保について

問

地方交付税の減額等により地方財政は急迫の一途をたどっており、我が町のような財政力の乏しい自治体は存続すら危ぶまれております。そこで求められているのは、自主財源の確保です。厳しい財政難に苦しむ全国の地方自治体で近年、全国から寄附を募り、それを財源にして施策を実現する寄附条例を導入する動きが拡大しています。個性

あるまちづくりを進めるため

に、自治体が複数の政策とその事業費を示して、住民、企業などから寄附を募り事業に活用する仕組み、寄附金の集まりぐあいでの民意を酌み取ることができるとは、その自主財源に当てて事業が立案できるなどの利点があります。住民参加型の町政実現の観点から、こうした仕組みを定めた寄附条例の制定について、町長のお考えをお聞かせ下さい。

寄附による事業がなく、今後の検討課題

答・町長

現段階、当町において、広く町民をはじめ全国から寄附をもって実施する事業が現状見あたらないということ、実施団体の成果を見極めながら、今後検討課題と考えております。なお当町においての寄附条例は制定しておりませんが、それぞれ何らかの形で寄附をしていただいた方の趣旨に沿って、基金に積み立てをさせていただいております。

ことで、ご理解願います。

問・再質問

寄附条例は地方税とは違った形で自主財源が確保できることから、逼迫状態にあるせいな町ではそれだけで導入を考える意義が大きいと考えます。

寄附者が政策を選ぶので住民参加型の行政を加速し、ニーズのない政策には寄附が集まらず、むだな公共事業は排除でき、しかも都市からふるさとへの寄附は、都会から地方への新たな資金の流れを形づくる効果があると思われる。

財源確保策の一環として、寄附条例の制定を提案させていただきます。

十分調査研究を行ない検討する

答・町長

全国27町村でこの条例を制定しているということで、十分調査研究をして検討させていただきます。

応用力を高める「小中学校の学力向上対策」について

本多 浩 議員

問

文科省が実施した全国学力調査結果での北海道の成績は下位であり、更に道内の都市部と町村間で科目によっては5ポイント以上も町村部が下回るといふ格差があらわになりました。道教委はこの調査結果に懸念を示し、応用力の養成を重視した学力向上対策として、道内小中学校にこの対策の企画書を募り、新年度から重点的に支援事業に着手する方針を固めました。

①当町はこの学力向上対策に参加する意思があるか。学校で対応できない問題などを考慮し、早期の準備が必要と考えるか？

②当町の学力向上を図るために、低下が指摘されている応用力を高める学習内容の強化を、どのように図っていくのか？

計画が示された時点で参加する方向で検討

答・教育長

①檜山教育局に確認したところ、現時点ではこの計画は未定ということですが、計画案が示された場合は、本町は努めて参加する方向で検討したいと考えています。

②学力調査の結果はそれぞれの学校に通知され、各学校では分析が行われており、今後の学習内容はどこに重点を置くか、各学校において課題が異なっています。応用力と言いつてもさまざまありますので、各学校においては生徒一人一人の傾向を分析し指導計画を立て、学習指導に生かされるものと思っています。

問・再質問

まだ道教委からの企画、計画は示されていないということ



授業の一コマ (久遠小学校)

とであるが、応用力を高める学習事業はせきたな町独自で取り組んでいかなければならないと思います。19年度文科省が全国で行っている理科支援員等配置事業という事業に、せきたな町は参加しているのか？ 今後の見通しは？

指定を受けるため前向きに取り組んでいきたい

答・教育長

理科ばかりでなく色々な国

の指定の事業がありますが、ただ、国の指定でありますから全国で47指定ということになりますと、1都道府県に一つの指定しか出てきませんので、手を挙げてもなかなかあたらないうのが現状です。又北海道が行っている1支庁1学校にというような支援事業もあります、これも檜山管内で1校です。でこの学校が指定されるのかということもありまして、厳しい状況であります。国及び道の事業は、町費を出さなくても国が面倒をみてくれ、先生方が学習できるというメリットがありますので、できる限りこのような事業には手を挙げていきたいという考え方を持っています。

法令遵守条例(コンプライアンス条例)の制定を

問

社会規範に背くような行為や、法律違反するような行為を阻止したり監視したりする仕組みを民間企業や国、地方

自治体などの組織の中に組み込むことにより、確実な違法の経営や行政運営を確立していかうとする法令遵守条例が、全国の自治体で制定の動きがあります。内容をみると、内部監視、内部牽制、内部通報により犯罪、不祥事等を未然に防ぐといった条項があり、強い関心を持ちました。行政にも町民にとってもよい条例だと思えます。ただ議論が必要なので、条例制定に向けた検討委員会を設置し、民意を十分取り入れた上で、当町もこの条例を導入してはいいかがでしょうか、所見を伺います。

当面、条例を制定する考えはない

答・町長

条例を制定した先進地では、行政内部機関で結論の出せないものもあることから、行政事務に係わる専門的知識を有する者、いわゆる弁護士などを委員とする外部委員会を設置して対応している状況にあります。制定に当たっては、

議員おっしゃるとおりさまざま議論が必要でありますし、内部的にもいろいろな角度から検討が必要と考えています。地方自治法では地方公共団体が法令に違反してその事務を処理してはならない旨を、

環境問題について

問

せたな町クリーンな環境づくり条例は、私が旧瀬棚町時代に提案して合併後、引き続き条例施行されています。一、クリーンな環境づくり条例を施行し、これまでの評価についてお伺いします。

- ① 町民への啓蒙活動に対する実態と今後の進め方について。
- ② 教育現場での啓蒙活動に対する実態と今後の進め方について。
- ③ 環境美化の日、地域美化運動に対する実態と今後の進め方について。

地方公務員法では職員がその職務を遂行するに当たって、法令、条例などを遵守すべきことが定められていますことから、当面条例制定は考えていないことをご理解願います。

桜井明雄 議員

- ④ 環境衛生巡視員の活動状況について。
 - ⑤ ごみ焼却の実態と今後の進め方について。
- 二、自然エネルギーの推進について。

- ① 地球温暖化をどう思われ、どう対処するか。
- ② 自然環境変化による農漁業への影響の対策について。
- ③ 日本初の洋上風力発電の今後の有効策は。
- ④ 省エネルギーの推進の実態と今後の推進策は。
- ⑤ 循環型社会をどう思うか、どう展開していくのかお伺いします。

啓蒙・啓発活動に取り組んでいるが、さらなる意識の向上に努力

答・町長

一 ① せたな町クリーンな環境づくりに関する条例の目的達成のため、町民への啓蒙活動は以前から取り組んでいるところであり、19年度も町民生活に影響の大きい野焼きの禁止とごみ焼却炉の処分について、町広報誌及び連絡員を通じ各2回、ごみの不法投棄禁止とペットの適正な飼育管理についても各2回周知しており、今後も一層町民の理解と協力が得られるよう啓発活動に努めてまいります。

一 ② 学校においては、社会科、理科、家庭科などの学習を通して、児童生徒の発達段階に応じながら環境に関わる内容の指導が行われています。

教科以外では、身近な問題として、ごみの廃棄、自然破壊、海岸汚染、リサイクルなど、まちの啓蒙活動に準じて、町内すべての学校がそれぞれ

取り組まれている状況にあります。

一③環境美化の日に伴う町内のクリーン作戦の実施に当たっては、北海道クリーン作戦の基本方針に基づき、各区の実情に合わせ、地域住民、関係団体などと連携し行っており、ごみなどに係る意識啓蒙運動と地域住民・団体の積極的な参加を求めながら回収運動の推進に努めています。

特別区事業である地域環境美化の花いっぱい運動は、19年度は町内会や各種団体の協力により国道、道道及び町道並びに公共施設などの花壇に7種類、約5万7000本の花苗を移植しています。また、管理などについても協力をいただいているところであり、国道などメインストリートに彩りを添える花壇は、まちのイメージアップに貢献していただいております。こうした取り組みは、町民参加のまちづくりとコミュニティの充実が図られることから、今後も町内会や関係団体の協力をいただきながら推進してまいり

たいと思っています。

一④19年度以降は各種の衛生担当職員が、直接巡視を行っております。今後も一層の巡視体制を図るとともに、町広報誌による啓発活動に努めます。

一⑤簡易焼却炉は構造基準を満たさないため、ダイオキシン汚染や有害物質発生など大気汚染となることから使用禁止となり、昨年7月に簡易焼却炉の処分を町民に周知したところ、処分依頼は5件でありましたが4回の啓発活動の結果、以前よりごみ焼却

件数の苦情が減少傾向となっており、今後も重点的に啓発活動を行い地域ぐるみの環境意識の向上に努めてまいります。

二①①石油や石炭などの化石燃料を使用する人間生活、人間活動から排出される二酸化炭素などの温室効果ガスであるとはほぼ断定され、温暖化が加速しているという指摘です。百年後の日本の平均気温は2〜3度上昇し、降雨量も概ね1〜1.5倍程度増え、海面上昇は18〜59センチと予測されており、海岸とあらゆる所で影響が予想されていることから、大変憂慮しているところです。

二②②その時々々の気候に適した作付品種の選定や的確な病害虫防除、漁業では核となる漁業資源の適正管理や、魚介類の生育域の変化への迅速な適応がより一層重要と思われるからです。自然環境の変化を的確にとらえられるよう、国、道などと連携しながらその影響と対策

には、十分配慮したいと思っています。

二③③先進的な取り組みで調査研究機関、団体から注目され、多くの視察や講演依頼、各メディアからの取材でせた町の知名度向上になったと認識しておりますが、売電単価及び稼働実績に基づく電力量においては当初の計画から大きな狂いが生じ、17年間では売電収入で3億800万円の減、歳出で9900万円の増加、更には平成27年から4年間では3000万円からの財源不足に陥る試算がなされたことになりました。大幅な計画変更をすることになったことにつきましては申し訳なく、このような甘い計画が実施されましたことを残念に思います。

また固定資産税が入り自主財源の比率は上がりますが、今の仕組みでは固定資産税が上がった分、交付税が減額されるので実質、プラス財源にならないことを理解していただきたい。

二④④エネルギー資源を効率的に使用することは、地球



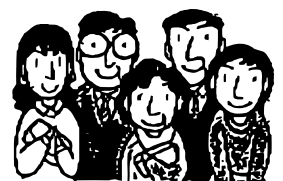
昨年の花いっぱい運動の様子（瀬棚区）

議会を傍聴してみませんか。

町政はあなたのために……

次の定例会は6月19日からを予定しています。

お気軽においでください



温暖化防止の大きな目的とされているところでもあり、庁舎内では電灯をまめに消す、用紙の裏側使用、クールビズなどを実施していますが、皆さんが日常生活で排出する資源ごみの分別化、省エネ対策など、身近にできることから取組んでいただくことが大切でないかと考えており、改めて町民の皆様を協力と呼びかけたいと思っています。

二一⑤循環型社会形成推進基本法を基本とし、町民、事業者等が町と連携し環境への負担の軽減を進め、豊かな自然環境と限りある資源を次世代に確実に引き継ぐものです。物の大量消費、大量廃棄という経済活動やライフスタイルの見直し、天然資源の消費が抑制され環境への負担が低減される社会の追求であり、ごみを出さないこと、出たごみはできるだけ資源として使うこと、使えないごみはきちんと処分することにあります。

町広報誌等によるごみの分別収集の徹底、家庭ごみなどの減量化、資源ごみのリサイ

クル化への意識高揚に努めてまいります。

問・再質問

一 一①②③⑤これら啓蒙活動は、これからも町や住民の方々の認識向上だと私もとらえていますので、今回新しい総合計画の柱である協働、共生の社会に取り組んでいただきたい。

二 一②農漁業への影響と対策は、国、道、町の関係機関の連携プレーが常にできるシステムをより構築し、農漁業者への育成を図るべきです。

二 一③町長は、風力発電収支計画で残念な数字であると述べ、また、残念ながら固定資産税は入るが交付税がその分減額され、実質町のプラス財源にならないと答弁していますが、民間の風力発電からは20年間で2・5億円の固定資産税収入があります。自主財源確保という点からすればいいことです。

自然にやさしい町づくりを目指し、これら自然環境企業誘致を進め、観光、企業、交



使用できない簡易焼却炉

していると思つています。町の広報活動とマスコミ報道を考慮したとき、町民の意識が一層深まって、こうした環境問題に自らから取り組むという機運が高まることを願っています。

二 一②現在シミュレーションされている温度上昇については、北に行くほど温度が高くなるということ、北海道の場合は農業生産高におきましてはプラスの方向で動く予測され、西日本ではマイナスで、トータルすると減少ということになっております。気候は既にもう

変化が始まっており、対応はタイムリーに、現状でも研究機関、大学、普及センターを通じながら、作付・品種の改善といったようなことは随時行っています。取組については、むしろ環境の変化が農業生産に悪い影響を与えないようしっかりと監視をし、農業者

適切な情報を提供してまい

りたいと思つています。二 一③自主財源確保は当然懸命努力をしていきたい。洋上風車を含めて、国の制度のなかでするもの、町が取り組むもの、町民が自ら取り組まなければならないもの、いろいろなパターンがあると思

います。国に対して要望、町民に対してのお願い、町独自でするものはしっかりとやるというメリハリをつけ、自然環境、地球環境の問題については進めてまいります。

町にたいは皆さんの団体を抱えております。町長、教育長は再発防止の向け努力

町の補助団体の今後 のあり方について

問

このたびの北檜山町体育協会及びキャンペーン推進事業補助金使途に係る調査特別委員会、不適正な会計処理をしたもの及び補助対象経費としてなじまない支出があることが判明いたしました。

町には皆さんの団体を抱えております。町長、教育長は再発防止の向け努力

自主財源の確保に努 め、環境変化には適 切な対応を進める

答・町長

一 一①②③⑤今年7月北海道洞爺湖サミットが行われる

ことで、連日マスクミでは、色々な環境問題について報道されて、町民も認識を新たに

すると言われています。改めてどのように改善していくのかお伺いします。

①町の補助団体は、何団体で、どのようなものがあるか。

②再発防止のため、どのように改善策を現実に講じていくのか。また、どのように考えているのか。

③今後、町の補助団体に対し、どのような評価、育成をしていくのかお伺いします。

運用基準により執行基準を示し、助言・指導を行う

答・町長

①特例区事業を含め平成20年度予算で、58団体を予定しています。

②基本的にはせきたな町補助金等交付規則に基づき執行していますが、更に具体的な執行基準を示すため、新たに運用規定を定め補助金の交付対象外とする経費の明文化及び、事業実績報告書など提出書類の統一化並びに、事業完了に対する検査内容の厳格化を図りました。

③補助金交付事業に係わる事業効果、事業目的の達成度について、政策調整課を窓口とした事務事業調整会議の中で検証していたところであり、評価もこの検証により判断されています。すべての交付決定団体が当初の目的が達成できるよう、事業の実施過程において適切な助言指導に努めたいと考えています。

問・再質問

一生懸命取り組んでいる団体に対しては評価をし、動きが鈍い団体に対しては、担当課が指導、育成していただきたい。それが補助団体に対する補助金が、メリハリのある予算づくりにつながると考えます。

補助団体の中身を精査し、それぞれの団体の取り組み方に対して適切な評価、育成に取り組んでいただきたい。

補助金の有効活用に 対応したい

答・町長

補助団体には大きい団体、

小さい団体があり問題の生じないよう、それぞれ適切に対応しなければならぬと考えています。

町は、基本的には団体に補助をしているのではなく、団体が行う事業に対し補助金を

食育推進の取り組みについて

問

将来を担う子供たちが楽しく食について学び関心を育み望ましい食生活を身につけ健全な心身の成長を図る上で、その基礎となる食育を習得する環境を整えることが今、求められています。

学校において学校給食はその実践を図る場として格好の教材と考えます。食材に地場産品の本格的な活用を考え地産地消を図りながら地元生産者と学校が連携したなかで食の安心、安全を享受し子供たちが地元の食材を食することから生まれる様々な教育効果は、まさに食育の求めるところと考えます。

出すという考え方なので、有効に補助金が使われるように監視はもちろんしますが、団体側もそうした趣旨に沿って、補助金を適切に使っていただきたいと思っています。

大野 一 男 議員

ろと考えます。

せきたな町は農漁畜産物などの一大生産地であり食材の宝庫です。これらの食材を給食メニューにできるだけ多く取り入れ、年間を通して安定供給をする仕組づくりに本格的に取り組む、その活用を具体的にしていくことが必要と考えます。保健福祉課・産業振興課などとの横断的な連携協力を図り効果的な運営も必要と考えます。

食育の中心的な役割を担う学校栄養教諭の配置についてお伺いします。

栄養教諭を北檜山中 学校に配置したい

答・教育長

今日、食育が大きな国民的課題となっており成長期にある子供たちへの食育教育は食の大切さを理解し生涯を通じて健康で活力ある生活をおくるための基礎を身につけることを目的とし将来を担う子供たちの健康教育の一環として重要と認識しております。そのため子供たちへの食に関する指導を充実し望ましい食習慣の形成を促すことが大切



キャンプタウン合宿の→コマ



楽しい給食の時間 (久遠小学校)

であることを踏まえ平成20年から各学校で取り組むよう指導していききたいと思えます。地産地消については学校給食の地場産物を使用することは児童生徒が郷土に関心を深め、地域の生産活動について学ぶなどの教育効果が期待できると意義あるものと考えています。

農協、商工会も地産地消には協力するとの返事はいただいているが、統合して1日870食の購入は品目、数量な

ど年間を通しての供給には課題も多く、今後十分に状況を見きわめ検討してゆきたいと考えています。

町内での横断的な連携については、かなり厳しいものがある。今後の検討課題としたい。学校栄養教諭の配置は現在の栄養士が栄養教諭の資格を取得している。北檜山中学校に配置をし、給食センター業務も行うということを考えています。

栄養教諭の業務については、給食センター管理と食に関する指導も一体のものとして任用し学校に対する食の指導はそれぞれの学校の要望に応じて給食の時間や総合的な学習の時間などを活用し、学校が取り組む要望があればすべての学校に派遣をしていきたいと考えています。

問・再質問

この4月から給食業務が一本化されます。

14校870食の食材を一括で購入する調達業務を行うことになり地産地消の意味合いからみて、せたま町の農漁畜産物等の大きな市場として給食センターをとらえれば、大きな市場形成ができると考えます。

給食は食単価の中で経営していかなければならない縛りがあり食材の調達もその辺の兼ね合いで難しい部分が発生する状況は理解できます。

そこは単に教育行政、給食の食材調達概念にとらわれず地場産品の育成も視野に入れたトータルの行政施策の中で何とかクリアできる方策を、知恵を出し合ってつくっていかないかと考えます。

供給できる仕組みを生産者、農漁業団体と協議し供給先をつくっていくことを期待したい。

知育・体育・徳育に食育が新たに教育の中に入ってきた。栄養教諭を中心に学校全体でプログラムを作り、更なる推進を図っていただきたいと考えます。

各学校に訪問させ食に関する指導を行ないたい

答・教育長

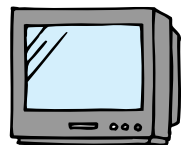
栄養教諭については1ヶ月に2回程度学校訪問をしながら食に関する指導を平成20年度からしっかりとやっていたいと考えています。

地場産物の食材調達については、農協あるいは直接農家からの購入についても検討していきたい。

野菜類については成果品ができる10月の1週間程度は郷土料理を食する週間として重点的に地場産物を使い、せたま町にもたくさんさんの食材があることを子供たちに理解していただきたいと考えます。

食育の指導は家庭がしっかりとしなければならぬことが、一番大事なところであり、今後、食育の指導については学校だよりを十分活用し、食の大切さを家庭にも啓蒙を図っていききたいと考えています。

議 会 の 様 子 を 放 映



定例会、臨時会の様子を本庁・瀬棚総合支所1階ロビー、大成区は支所2階の会議室にてテレビ放映しています。

後期高齢者医療制度について

菅原義幸 議員

問 医療費抑制のために新年度から、75歳以上の高齢者を国保や健保から切り離し、「後期高齢者」として新たな医療保険に組み入れる後期高齢者医療制度が始まります。

健保の扶養家族も新たに保険料を負担することになり、年18万円以上の年金受給者は、介護保険料とともに、年金から保険料が天引きされます。均等割の軽減は最大7割のため、無収入の人でも課税され、滞納すると、保険証を取上げることが出来るようになります。70から74歳の患者負担も21年度から2倍の2割となり、2年ごとの改定で保険料も次第に高くなります。

者追出しの危険もあります。運営主体が「広域連合」のため、町長の権限は制限されますが、町独自の対応策をどのように考えているのか伺います。

管内町村の動向を見きわめ総合的に検討したい

答・町長

医療保険制度を持続可能なものにするための新しい独立した制度であり、国が定める法律に基づき平成19年1月に北海道後期高齢者広域連合が設立され、町においても本年1月に条例を制定し、事務を進めています。

また75歳以上は、自治体の検診制度が無くなり、メタボリックシンドロームの減少率が悪いとペナルティを課せられ、治療検査の制限、入院患

者追出しの危険もあります。運営主体が「広域連合」のため、町長の権限は制限されますが、町独自の対応策をどのように考えているのか伺います。

保険者証を取り上げるのは、やむを得ない特別事情がないのに、1年以上滞納した場合です。滞納者とよく相談し、事情を踏まえて納付されるように努力します。

健保の扶養者を含め、加入者の約8割が軽減措置の対象者と見込まれており、健康診査も、広域連合から町が委託を受けて行います。本年度開始する制度であり、町独自の対応策は、医療給付実績や保険料の収納状況及び、管内市町村の動向を見きわめながら総合的に検討いたします。

問・再質問 国は、後期高齢者の人口が増えると負担割合を増やす計画です。負担が増えないというのであれば、後期高齢者には必要な治療を行わず、安上がりには上げるということにはなりません。

75歳以上を他の年代と切離して、別制度に困い込み、負担増と給付減を強いるもので、国民皆保険制度の国では世界に類のない差別医療です。全国的に党派を超えた批判が起きていますので、高齢者の痛みを和らげる施策を求めます。

評もあります。町長も国にこの制度の廃止を主張すべきではないでしょうか。

後期高齢者の負担増を極力抑えたい

答・町長

この法律の問題点を指摘されました。心配される部分が多いわけですが、町は北海道後期高齢者医療制度の中で、高齢者医療を進めていかなければなりません。

医療の対応についても選択ということであり、健康診査も従来の通り行うことも含めて、町として可能な最大限の措置をとりながら、出来るだけ高齢者の負担にならないように考えていきたいと思えます。

町長として、国に物申せという指摘ですが、私としては、国に物申すだけの識見は今のところ持っています。

また、国の狙いは、後期高齢者に必要な医療を減らして、医療費を抑えることにあります。日本の医療費は国際的に見ても非常に低いのに、国と企業の負担は年毎に減少し、家計と自治体の負担は逆に増えています。

「国は無駄な道路を作るより診療報酬を上げ、国庫負担を増やすべきだ」という新聞論



国保病院受付窓口

高齢者のために何が出来るか
しっかり対応していきたいと思
います。

景気浮揚策と町内業者の育成について

問

開会中の通常国会で、19年度の補正予算が成立しました。町関連では、8箇所合計18・5億円が予算付けされましたが、うち4件4・2億円は、国庫債務負担行為すなわちゼロ国債であり、新年度工事発注までの景気浮揚策として、期待が寄せられております。

①8箇所の工事中、町内業者が指名される箇所数、業者数の見込を伺います。

②これまで、国や道が発注する大型工事は町の負担金がある場合でも、町内業者の指名率・受注率は極めて低く、下請の金額も極端に抑えられてきました。

受注拡大のために、企業の営業努力と共に、町長のリーダーシップの発揮が求められるのではないのでしょうか。

③町は財政非常事態宣言を

行いましたが、町内業者の経営も、受注減のため全般的に悪化しています。景気浮揚策と町内業者の育成策について、町長の考えを伺います。

指名や等級区分の拡大

答・町長

①成立した補正予算のうち、大成区の高潮対策事業、貝取澗地区の災害防除事業、利別川の災害時情報通信網整備事業は発注済ですが、町内業者の受注実績はありません。残りの工事は、参加可能な業者としては町内のAあるいはBランクの一部業者が該当するものと思われれます。

②入札は、一般競争入札や公募型指名競争入札に変わつつあり、格付けの違いから単独指名では参加できない状況にあります。

分割発注などの要請をしていますが、町内業者の自助努力、営業活動を期待したいと思えます。

③公共事業に係る予算が縮小され地域経済への影響は深



400万円に過ぎません。

土木現業所の工事を含めても、町内業者の受注は31件であり、町内発注額26億3000万円のうち、受注額は17・2%の4億5000万円にとどまっています。下請けでは採算が取れないので、企業体への参加要請もして下さい。

また、技術レベルを上げるためにも受注を増やすことが必要です。

刻だと思えます。その対策として新年度予算では、旧校舎の解体事業、徳島団地4号棟、北檜山小学校屋体工事などの配慮をしました。

また、区の枠を撤廃した指名や、町の指名基準の範囲内で、指名する等級区分を拡大するなどの配慮をしています。

問・再質問

この1年間に支庁が発注した新たな町内での工事23件、9億2000万円のうち町内業者の受注は16件ですが、受注金額はわずか7・4%、6

地元業者の受注増加のために要請

答・町長

道が発注した工事はその通りかと思えます。特殊な技術が必要な工事も含まれているが、そうでない工事でも町外業者が受注していますので、要請を続けたいと思います。

しかし、営業の強化や技術のレベルアップなど、企業努力も必要です。新年度予算で、投資的経費として約9億円を計上し、衛生センター最終処分地建設費も予算化しているため、地元企業として頑張っ

てほしいと思えます。

合併して3年になりますが、旧町で出来なかつた懸案事項も国、道に強力に要請し、一定の成果がありました。

しかし、町内業者の育成も含めた営業活動に、多少不足の部分もあったことは率直に認めたいと思えます。

これから新たな町が要望する事業はたくさんあります。その全てを受注するのは無理でしょうが、地域限定型など

受注が少しでも増えるように、国や道に働きかけたいと思います。

新町における医療体制について

問・質問

①新町の重要課題のひとつである医療体制について、間もなく、再編されてから1年になろうとしています。

私が所属する厚生文教常任委員会に、月別の医療データが提出されておりますが、再編後1年間の行政評価と、今後の課題・展望について伺います。

②瀬棚区の榑崎医院が本年3月末に閉院することになりました。

国保病院への通院希望者の不安解消と患者引継ぎのために、同医院の医師が4月から3ヶ月間、国保病院に非常勤で勤務する旨の行政報告がありました。通院希望者の交通手段の確保はどのようにするのでしょうか。

③榑崎医院の物療は鍼灸が専門ですが、瀬棚区だけでな

く北檜山、今金からの通院者も多数に上っており、「なくなると困る。」という切実な声が出ています。対応策について、町長の考え方をお尋ねいたします。

医療再編に 先駆けた事例

答・町長

①町の財政事情や医療機関の厳しい経営状況から、昨年4月に1病院3診療所体制になりました。

国・道が進める医療再編に一步先駆けたものとして、道から一定の評価をされていきます。心配されていた救急体制も十分ではありませんが、所期の目的を果たしており、国保病院では昨年から、整形外科・眼科などの委託診療も始まりました。

病院全体の、欠損金は18年度の半分以下になります。今後は、療養病床の削減と一般病床の見直しがあり、在宅医療も強化したいと考えています。

②堺医師の診療予定日が、

水・木・金の週3日であり、当分の間、瀬棚区の患者バスを一部変更し、毎週水曜日の運行を検討しています。

③鍼灸については、私も町民の声は聞いています。

しかし保健病院で行う場合、医師との連携がなければ診療行為が出来ないので、病院側と可能性について協議したいと思います。

問・再質問

①医療対策審議会は今後どのようにするのでしょうか。2年間の期限が来ますので、お尋ねいたします。

②水曜日を増便するとの答弁をいただきましたが、非常勤医師の勤務は、水・木・金の3日間です。

金曜日はすでに毎週出ていますので、もう一步進めて、木曜日も3ヶ月間の試行運転をすることを検討願います。

通院者が求めている医療要求を、積極的に踏まえていただきたいと思えます。

③このほか同医院には労災患者である白ろう病の方が、

毎日治療に通っております。

また、整形も月2回診療していますが、相当数の来院者があるようです。物療患者に対する対応策とともに、これらも含めて全体的、一体的に検討してください。

診療体制の協議

答・町長

①医療対策審議会の委員は4月改選ですが、医療制度、医療体制について検討する余地がありますので、引き続き設置したいと考えています。定数などの中身については、精査する必要があります。

②患者バスは水曜日を増便しますので、木曜日については様子を見たいと思えます。

瀬棚診療所で受診する方もいると思えますので、榑崎医院の通院患者すべてを国保病院で対応すべきか、患者さんの意向を見極めながら、判断させていた

できます。

③整形、物療の患者さんが多いというお話ですが、国保病院では月2回診療しており、PT（理学療法士）・OT（作業療法士）の関係についても効率よく進める協議をしています。

はり・きゅうの関係については、医師の指示が必要であり、定例会終了後医師と協議して方向性を出すことにしていますが、住民の関心を頭にに入れて行動したいと思えます。



通院の利便を図る患者輸送バス